

令和5年度静岡市障害福祉サービス事業者等指導方針

令和5年度の障害福祉サービス事業者等（以下「事業者等」という。）に対する指導の重点並びに主眼事項及び着眼点を、次のように定める。

1 基本的な考え方

事業者等の指導に当たっては、よりよい障害福祉サービス等の実現に向けて事業者等の育成及び支援を行うことを主眼とする。

具体的には、事業者等が遵守すべき基準がいかなる法令等により定められているのか、法律、条例、規則、報酬算定告示、解釈通知、Q & A等の構成について十分に理解されるよう指導するとともに、基準について疑義が生じた際にはこれら法令等に立ち戻って検討すべきことを指導する。

2 指導の重点

(1) 安全計画の策定について

障害児の安全の確保を図るため、安全計画の策定、訓練の実施、内容の周知等が義務付けられた。（令和6年3月まで努力義務）次の項目について、確認、助言、指導をする。

【着眼点】

- ・安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。
- ・安全計画の内容について、従業者に周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。
- ・保護者に対し安全計画に基づく取り組みの内容等について周知しているか。
- ・定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。

(2) 自動車を運行する場合の所在の確認について

令和4年9月に牧之原市の幼保連携型認定こども園において、送迎バスに園児が置き去りにされ、亡くなる事案が起きたことを受け、児童の所在確認と安全装置の設置が義務付けられた。（令和6年3月まではブザーに代わる措置でも可）次の項目について、確認、助言、指導をする。

【着眼点】

- ・障害児の移動等のため自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。
- ・障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、障害児の所在を確認しているか。

(3) 利用者負担額その他の費用（以下「利用料等」という。）の受領

事業者等の利用料等の受領については、人員、設備及び運営に関する基準等でその取り扱いが定められているが、介護給付費等支給対象のサービスと明確に区分されにくい「あいまいな名目による費用の受領」が行われると、制度に対する信頼を失うこととなるので、適切な利用料等の受領が行われるよう指導を徹底する。

【着眼点】

- ・対象となる便宜又はその額は、運営規程に定められ、重要事項として見やすい場所に掲示されているか。
- ・受領する際は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われているか。
- ・受領について利用者又は家族に事前に十分な説明を行い、その同意を得ているか。
- ・**利用者負担額について、収入及び支出の記録をするとともに、適切な会計処理を行っているか。**
- ・**利用者負担額について、余剰金が発生した場合は利用者に返還しているか。**
- ・補足給付を行っている施設は、給付の見直しに対応した料金設定をしているか。

(4) 非常災害対策（地震・津波・水害・火災等）

事業者等は、入居者の多くが自力避難困難者であることから、施設の災害対策の強化に努めるよう、次の項目について確認、助言、指導をする。

【着眼点】

- ・**火災発生の未然防止、発生時の通報体制、初期消火対策、避難対策は適切に定められているか。**
- ・定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施しているか。また、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。
- ・保護者、近隣施設、消防機関等との連携協力体制は確保されているか。
- ・落下物、倒壊物対策は適切に実施されているか。
- ・警報等発令時等の連絡体制及び対応方法について、明確に規定されているか。
- ・災害発生時に被害の有無を市町村へ報告する体制や、地域と連携体制を確保するなどの対策を講じるとともに、これを従業者及び利用者、保護者等関係者に周知されているか。

特に児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター）においては、避難及び消火に対する訓練を月1回以上実施しているか。

- ・**洪水想定浸水区域及び土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び津波災害警戒区域に含まれる施設は、避難確保計画を作成し、障害者支援推進課に提出しているか。**

※各施設が該当するかについては、静岡市HP「静岡市防災情報マップ」にて確認すること。

(5) 新型コロナウイルス感染症に係る衛生管理等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いているが、事業者は利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、適切な衛生管理が行われるよう助言、指導をする。

【着眼点】

- ・事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。
- ・事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。
- ・従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しているか。

(6) 虐待防止の取組

障害者虐待防止の更なる推進のため、職員への研修実施や職員による障害者虐待防止等のための措置に加え、虐待防止委員会の設置が義務付けられたため、事業者等の虐待防止の取り組みについて確認、助言、指導をする。

【着眼点】

- ・虐待防止体制（虐待防止責任者の選任、研修の実施、虐待防止委員会の設置等）を運営規程に規定しているか。
- ・事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。
- ・事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。
- ・前記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。
- ・虐待の疑いがある場合に、速やかに障害者支援推進課に報告するとともに、事業所において適切な対応ができる体制となっているか。
- ・虐待が起きてしまった場合に、事業所内部での迅速な確認及び勤務体制の的確な見直しや業務の指導が出来る体制となっているか。

(7) 人員に関する基準及び勤務体制の確保

障害福祉サービス事業所に配置しなければならない職員については、市条例に定められているが、基準数を下回っていないか、また、資格を有する者の配置が必要なのにも関わらず、無資格者によるサービスが行われていることがないか等、適切な職員によるサービスの提供が行われるよう指導を徹底する。

【着眼点】

- ・人員基準を満たす職員配置及び勤務体制が整っているか。
- ・指定基準や報酬告示により、有資格者によるサービス提供が義務付けられている場合、資格要件を満たし、適切な支援が行われているか。
- ・サービス管理責任者や児童発達管理責任者は資格要件を満たし、職務上の役割を果たしているか。
- ・従業者の勤務状況を明確に示す資料・記録を作成・保管しているか。
- ・事業所内で複数の職務を兼務したり、多機能型で複数のサービスを兼務している従業者について、それぞれの職務やサービスに従事した時間が勤務予定表や出勤簿等の書類上で明確になっているか。
- ・経過措置又はみなしによる従業者等の配置が認められる猶予期間の終了後においても、本来の基準を満たさない従業者を継続して配置していないか。

(8) 介護給付費等の算定及び取扱い

介護給付費等の算定に関し、制度の信頼確保及び利用者保護の観点に立ち、根拠に基づいた適正な請求が行われるよう指導を徹底する。

また、介護給付費等の請求の計算基礎となるサービスの提供の記録について、整備不足等が見られるため、サービスを提供した際、当該サービスの提供日、具体的な支援内容、その他必要な事項を、サービスの提供の都度、記録し保管するよう指導を徹底する。

【着眼点】

- ・利用者及び事業者等が、その時点での契約支給量の残量やサービスの利用状況を把握できるようにするため、サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的な支援内容、実績時間数、利用者負担額等の必要な事項を記録しているか。
 - ・サービス提供実績記録票が適正に作成されているか。また、請求データと整合性がとれているか。
 - ・諸加算の請求を行うにあたり、その根拠となる記録の作成及び保管を行っているか。
 - ・計画相談支援において、作成された計画について、利用者の同意を得たうえで、報酬請求をしているか。
 - ・利用者への請求に関して、給付を受けているサービスと自費サービス等の区別がされているか。
 - ・加算等の請求に当たり、報酬告示に定められた要件を満たしているか。
 - ・事業者等は、毎月の報酬請求において、誤りや不備がないことを確認しているか。
 - ・人員欠如や定員超過にならないよう人員配置及び利用者管理をしているか。
- * 減算の対象となるか否かにかかわらず、市から指定を受けている人員配置や定員は厳守すること。

(9) 個別支援計画の作成

事業者等が個別支援計画を作成するに当たっては、利用者及び家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題等に基づき、サービスの提供に関する従業者で協議することとなっている。個人毎の具体的な個別支援計画が作成されていない事例や、特定の職員が作成し関係する従業者間

での協議が十分行われていない事例等がないかどうか等を確認し、サービスの質の確保及び利用者保護の観点に立ち、適切な個別支援計画が作成されるよう指導を徹底する。

【着眼点】

- ・個別支援計画の作成及びモニタリングは基準に基づき、適切に行われているか。
- ・解決すべき問題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにしているか。
- ・個別支援計画の内容は関係する従業者間で協議されているか。
- ・個別支援計画を本人又は家族に説明し、その同意の署名を得ているか。
- ・個別支援計画の見直しは、少なくとも次の期間に1回以上行っているか。

3ヶ月に1回以上	自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、自立生活援助
6ヶ月に1回以上	療養介護、生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所施設
必要に応じた見直しを実施	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、地域移行支援、地域定着支援

(10) 身体拘束の適正化の推進

身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は虐待につながる恐れがあり、慎重な取扱いが必要となるため、新たに指針の整備や研修の実施、委員会の設置等が義務付けられた。次の事項について、確認、助言、指導をする。

【着眼点】

- ・サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行っていないか。
- ・やむを得ず身体拘束等を行う場合、3原則（切迫性、非代替性、一時性）の要件への適合状況を慎重に検討したうえで行っているか。
- ・やむを得ず身体拘束等を行う場合、組織としての慎重な検討・決定の実施を行う体制を構築して

いるか。

- ・やむを得ず身体拘束等を行う可能性がある場合、個別支援計画への位置づけ等による利用者・家族への説明及び同意をとっているか。
- ・やむを得ず身体的拘束等を行った場合、身体拘束等に関して、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由の記録を行っているか。
- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。
- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備し、身体拘束等に係る従業者に対する研修の実施をしているか。

(11) 業務継続計画の策定について

災害や感染症のまん延により、サービス提供の維持が困難となった場合であっても、サービス提供を継続的に実施するための取組について、新たに指針の整備、訓練の実施、「業務継続計画（B C P）」の策定が義務付けられた。次の項目について、確認、助言、指導をする。

【着眼点】

- ・業務継続計画を作成し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。
- ・停電、断水、ガス停止、通信が止まるなどの想定がされているか。
- ・物資の備蓄状況の点検がされているか。
- ・「業務継続計画（B C P）」の内容について、従業者に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。次の項目について、確認、助言、指導をする。

(12) 業務管理体制届出の提出促進

事業者等は、利用者的人格を尊重するとともに、障害者総合支援法、児童福祉法又はこれらの法律に基づく命令を遵守し、利用者のため忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるように、業務管理体制を整備しなければならない。

市を監督庁とする事業者等に対して、実地指導とともに業務管理体制の一般検査を実施し、法令遵守責任者の具体的な業務内容や事業所等・従業者への法令遵守意識を高める取組みを確認するとともに、未届けの事業者に対しては、速やかに届け出るよう指導する。

3 主眼事項及び着眼点

その他、「主眼事項及び着眼点」については、サービスごと定め、静岡市ホームページに掲載する。